

# 「沖縄県産分蜜糖ブランド化推進事業」 企画提案募集要領

沖縄県では「沖縄県産分蜜糖ブランド化推進事業」を実施します。受託を希望される方は、本要領に従って企画提案書等を提出してください。

## 1 募集の趣旨について

沖縄県内で製造された分蜜糖（粗糖）は、中間製品として県外で精製されることが多く、沖縄県産の砂糖としての知名度が県内で十分に生かされていません。また、県民、観光客、地元企業において県産分蜜糖（粗糖・砂糖）の認知度が不足している現状があります。

本事業は、流通実態や需要の把握、食品としての製造・販売可能性の検討などを行い、体系的に整理することで、今後の県における製糖業者の経営多角化に繋がる分蜜糖関連施策・事業の基礎資料として活用することを目的とする。

事業の実施にあたっては、県内外における分蜜糖の流通実態や県内菓子業界・食品業界での需要調査、県産分蜜糖（粗糖）の食品としての製造・販売可能性に関する基礎調査、そして関係者による検討会の設置・実施など、多岐にわたる専門的な業務を円滑に遂行できる委託者を募集します。

## 2 応募参加資格について

次に掲げる要件をすべて満たす企業又は団体であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。共同企業体（コンソーシアム）の場合は、構成員の全てがこの要件を満たすこと。

### ※地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
  - 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
  - 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者
- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当する者でないこと及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
  - (3) 沖縄県における糖業及び製糖業、関連産業振興に関する基本的な知識があり、本企画提案と類似の提案における受託実績を有している企業・団体であること。
  - (4) 別添企画提案仕様書及び委託契約書の趣旨に則するとともに、県の施策等を十分理解し、本業務の実施にあたって県と密接に連携できること。
  - (5) 当該委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、主たる担当

者を1名以上、共同企業体にあつては、それぞれ1名以上の主たる担当者を割り当て、十分な遂行体制がとれること。

(6) 共同企業体の要件は以下のとおりとする。

ア 共同企業体を代表する事業者が応募を行うこと。

イ 共同企業体の構成員の全てが、上記応募資格(1)及び(2)の要件を満たす者であること。

ウ 共同企業体の構成員のいずれかが、上記応募資格(3)及び(4)の要件を満たす者であること。

エ 共同企業体の構成員が、単体企業としても重複応募する者でないこと。

オ 共同企業体を代表する事業者は、事業目的の達成のため他の共同企業との連携を密にし、各事業の推進及び成果の達成を図ること。

(7) 1提案者（共同企業体で事業を実施する場合は1共同企業体）につき、提案は1件であること。

### 3 応募方法等について

(1) 参加申込

ア 参加申込期間：令和8年5月13日（水）～令和8年5月26日（火）  
17:00 まで

イ 提出書類：参加申込書【様式1】

ウ 提出方法：持参、郵送、ファクシミリまたはEメールにより提出すること。

※郵送で提出する場合は到着確認が可能な手段をとるものとし、提出期限内に**必着**とする。

※郵送以外の申請については必ず受信確認を行うこと。

※共同企業体による応募の場合、代表事業者が応募を行うこと。

(2) 企画提案

ア 提出期限：令和8年6月2日（火）17:00 まで

イ 提出書類：応募申請書【様式2】  
企画提案書及び応募書類一式【様式3～7】

※下記「5. 提出物」参照

ウ 提出方法：持参または郵送により提出すること。

なお、郵送の場合は、到着確認が可能な手段をとるものとし、提出期限内の**必着**とすること。

質問がある場合は、令和8年5月20日（水）までにファクシミリ、Eメールいずれかの方法により質問書【様式9】を提出すること。

ファクシミリまたはEメールで提出する場合は、受信確認が必要である。回答は、5月25日（月）以降に当課ホームページへの掲載をもって回答とする。

※問い合わせ先は、下記「13. お問い合わせ等」参照

### 4 提案内容の要件について

別紙の仕様書を参照すること。

## 5 提出物について

- (1)参加申込書 . . . . . 【様式 1】
- (2)応募申請書 . . . . . 【様式 2】
- (3)企画提案書 . . . . . 【様式 3】
- (4)会社概要書 . . . . . 【様式 4】
- (5)積算見積書 . . . . . 【様式 5】
- (6)実績書 . . . . . 【様式 6】
- (7)誓約書 . . . . . 【様式 7】
- (8)共同企業体協定書 . . . . . 【様式 8】
- (9)質問書 . . . . . 【様式 9】
- (10)参考資料（必要に応じて）

※共同企業体の場合は、【様式 4】、【様式 6】、【様式 7】については構成員ごとに作成するとともに、共同企業体協定書【様式 8】の写しを添付すること。

※【様式 4】会社概要書には 2 期分の決算書も添付すること。共同企業体の場合は全構成員分添付すること。

※提出部数：応募申請書 1 部、その他については各 7 部とする。  
（原本 1 部、残り 6 部は原本写しを提出）

※共同企業体の場合、書類の綴り方については、企業ごとにまとめるのではなく、様式順にまとめて綴ること。

- 例) ○ 様式 4（企業 A、企業 B）、様式 5（企業 A、企業 B）
- × 企業 A（様式 4、様式 5）、企業 B（様式 4、様式 5）

## 6 企画提案書等の体裁について

原則として、体裁は A 4 判、縦方向、左綴り、ページ番号を付すこと。

なお、【様式 3】は、書式や枚数等は任意とするが、審査員の理解を深めるためにも簡潔・明瞭に記載し、膨大な量とならないこと。

## 7 プレゼンテーション審査について

- (1) 日時：令和 7 年 6 月上旬（予定）
- (2) 場所：沖縄県庁 会議室
- (3) 審査方法：提出された提案書、プレゼンテーション配布資料に基づき説明すること。  
※当日の追加資料の提出・配布は一切認めない。
- (4) 審査会場への入場者は 2 名以内とし、各々 25 分間（プレゼンテーション 15 分、質疑応答 10 分）でプレゼンテーション審査を行う。
- (5) プレゼンテーションを行う時間帯については、別途連絡を行う。
- (6) 開催日を変更する場合は、別途応募申請者へ通知する。

## 8 審査方法について

- (1) 応募数が 6 社以上の場合は、県糖業農産課において 1 次審査（書類審査）

を行い、上位5社について2次審査（プレゼンテーション審査）を行う。応募者が5社以下の場合は、1次審査として応募資格等要件の適合を確認したのち、適格者全てを2次審査の対象とする。

- (2) 2次審査については、沖縄県農林水産部糖業農産課に設置する企画提案審査会において、各社のプレゼンテーションについて、事業目的、2の応募参加資格等のもとより、関係専門的視点から検討を加えた後、採点する。
- (3) 総合得点の高い者を上位として、当該業務の企画提案採択順位を決定する。  
※なお、今回の募集は企画提案採択順位を決定するものであり、契約を保証するものではない。
- (4) 前項によって1位となった応募者については、令和8年6月中旬にメールにて事前に通知し、追って書面にて通知する予定である。併せて2位以下の応募者についても結果を同じ手法にて通知する予定である。
- (5) 審査結果については、農林水産部農林水産総務課において、閲覧による公表を行う。  
公表を行う事項は以下の通りとする。  
ア 最優秀提案者とその評価点  
イ 全提案事業者の氏名 ※申込順に記載  
ウ 全提案事業者の評価点 ※得点順に記載  
エ その他（必要に応じて）
- (6) 審査課程において記載事項の虚偽報告や何らかの不正行為があったと判断される場合は、選定後でも失格とする。

## 9 評価基準

### (1) 基本認識

沖縄県における糖業及び製糖業、関連産業振興の現状を的確に理解し、県産分蜜糖の新たな付加価値創出、流通・消費拡大、関係機関との連携及び検討会等の効果的な運営に係る専門的な知識とノウハウを有しているか。

### (2) 企画提案書の内容

#### ア 事業目的の理解度

本事業の目的に適切に対応した提案になっているか。

#### イ 提案内容の優良性

提案内容は事業テーマに応じて、明確性、具体性、妥当性、現実性を伴っているか。

#### ウ 事業実施計画の妥当性

実施スケジュール、事業実施手順・手法は妥当であるか。

### (3) 業務遂行体制・業務実績の評価

ア 事業を的確に実施するために必要な実施体制（人員配置、対応人数）、役割分担、責任体制が明確になっているか。

イ 類似業務等実務実績は十分か。

【評価基準に関する特記事項】

- ① 提案者が、「沖縄県所得向上応援企業認証制度」認証企業である場合は、同委員会での審査結果に加点を行う。
- ② 提案者が、国の「パートナーシップ構築宣言」宣言企業である場合は、同委員会での審査結果に加点を行う。

10 スケジュールについて（予定）

令和8年 5月13日（水）	公募開始
5月20日（水）	質問締切
5月26日（火）17:00まで	参加申込締切
6月2日（火）17:00まで	企画提案締切
6月上中旬	プレゼンテーション審査（予定）
6月中旬	採択決定
6月中旬	契約

※スケジュールの変更にあたっては、当課のホームページ等で周知する。

11 その他留意事項について

- (1) 書類提出にあたっては使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 事業の実施にあたっては、県と随時実施内容を協議しながら進めていくものとし、提案内容すべての実施を保証するものではない。
- (3) 提出書類の作成・提出、ヒヤリング、プレゼンテーション等への出席に要する費用は応募者の負担とし、提出書類等は返却しない。
- (4) プレゼンテーションに際しては、3-(2)の期限内に提出した企画提案書のみを用いるものとし、提出期限後の修正及び当日の追加資料の提出は一切受け付けない。
- (5) 提出された企画提案書、審査内容及び審査経過については公表しない。
- (6) その他詳細は、企画提案仕様書のとおりとする。

12 委託企業決定後の業務執行について

- (1) 契約締結の際は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項（※）の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。
- (2) 業務の実施にあたっては、県と随時実施内容を協議しながら進めていくものとし、提案内容すべての実施を保証するものではない。
- (3) 本要領に記載されていない事項、もしくは記載事項に疑義がある場合は県と協議の上、取り決めるものとする。

※ 契約保証金について（沖縄県財務規則抜粋）

101条 地方自治法施行令第167条の16第1項の規定による契約保証金の率は、契約金額（長期継続契約に係る入札にあっては、当該契約金額を契約期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額）の100分の10以上とする。

2 前項の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 100 条の 3 第 2 号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 契約の相手方が国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去 2 箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 法令に基づき延納が認められるときにおいて確実な担保が提供されるとき。
- (5) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。
- (6) 随意契約を締結する場合において、契約金額が小額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (7) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）若しくは他の地方公共団体と契約をするとき又は公共的団体等と随意契約（公益を目的としたものに限る。）を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (8) 電気、ガス、水の供給若しくは公共放送等の受信等公益独占事業に係る契約又は主務大臣が認可した契約約款に基づく契約若しくは国が指定した相手方と契約を締結するとき。
- (9) 不動産の買入れ又は不動産若しくは物品の借入れ若しくは交換に係る契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (10) 県の業務に係る放送、広告、調査、研究、計算、鑑定、評価、訴訟等を随意契約で委託する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (11) 資金を貸付ける契約、預金契約、寄付に係る契約、運送契約及び雇用契約を締結する場合において、その性質上必要がないと認められるとき。
- (12) 美術品の買入れに係る随意契約を締結する場合において、当該美術品の事前審査から納品までの間、県がこれを保管し、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (13) 令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号に掲げる場合に該当する随意契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (14) 建設工事に係る契約を締結する場合において、契約金額が 1 件 500 万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

13 お問い合わせ、参加申込書・応募申請書・質問書提出先

沖縄県農林水産部 糖業農産課 糖業企画班

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎 1-2-2（沖縄県庁 9 階）

電話番号：098-866-2275

FAX 番号：098-866-6339

E メール：aa044008@pref.okinawa.lg.jp

担 当：佐久本